

延岡市地域通貨「のべおかCOIN」運用業務委託 プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

延岡市が発行者として令和3年8月に運用を開始した地域通貨「のべおかCOIN」は、市民が様々な活動に参加した場合や、市内店舗（加盟店）で消費を行った場合に、ポイントを発行する機能（地域ポイント機能）と、市民が現金で電子マネーをチャージすることのできる機能（地域マネー機能）を兼ね備えたもので、令和6年度末のアプリユーザー数が39,000人を超え、加盟店数も467店舗となっています。

「のべおかCOIN」は、域内消費の拡大や、コミュニティの形成、キャッシュレスの推進など、延岡市の将来に向けたまちづくりのための重要なツールとして、今後とも、ユーザー数や加盟店数、そして「のべおかCOIN」の活用実額（流通額）を増加させていくことが求められています。

本プロポーザルは、その目的を実現するため、民間のノウハウやアイデアを「のべおかCOIN」の運用業務に活用するために、業務委託の相手方候補者を選定するものです。

2 業務概要

- (1) 業務名称 延岡市地域通貨「のべおかCOIN」運用業務委託
- (2) 業務内容 別紙「延岡市地域通貨「のべおかCOIN」運用業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 業務委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 運用業務委託料の提案上限額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）
提案いただく令和8年度から令和12年度までの5年度間の運用業務委託料の提案上限額（積算内容は、別紙1記載のとおり）は、次のとおりです。
 - ①令和8年度上限額：36,760,000円
 - ②令和9年度上限額：36,309,000円
 - ③令和10年度上限額：36,182,000円
 - ④令和11年度上限額：35,731,000円
 - ⑤令和12年度上限額：35,615,000円

3 参加資格（以下の条件の全てを満たすものであること）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (6) 国税について滞納がないこと。市内業者又は延岡市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び延岡市税について滞納がないこと。

- (7) 役員等が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 延岡市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であること。
- (10) 電子マネー、地域通貨又は電子版商品券の業務に関わった実績があること。

4 選定スケジュール

項目	期日	備考
公募開始（実施要領等の公表）	令和7年7月1日（火）	市ホームページ掲載
質問受付締切日	令和7年7月8日（火）	当日17時15分までに必着
質問に対する回答日	令和7年7月15日（火）	市ホームページ掲載
参加申込書兼誓約書提出期限	令和7年7月25日（金）	当日17時15分までに必着
参加資格審査の結果通知	令和7年7月28日（月）	メールにて通知
企画提案書等の提出期限	令和7年9月30日（火）	当日17時15分までに必着
審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年10月上旬	
審査結果の公表・通知	令和7年10月中旬	
契約締結	令和7年10月下旬	

5 実施要領等の配布

公募に関する資料、様式等は延岡市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/40/42852.html>

6 参加申し込み手続き

(1) 事務局（問合せ先）

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

延岡市商工観光文化部商業・駅まち振興課（担当者：佐藤）

電話番号 0982-22-7350 ファクシミリ番号 0982-22-7080

電子メールアドレス chukatu@city.nobeoka.miyazaki.jp

(2) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を1部ずつ提出すること。

①参加申込書兼誓約書（様式第1号）

②会社概要、関連業務等実績（様式第2号）

※地域通貨又は電子版商品券の業務に関わった実績も記載すること

③国税に滞納がないことの証明（令和7年7月1日以降の発行日のもの、写し可）

④延岡市税等に滞納が無いことの証明（令和7年7月1日以降の発行日のもの、写し可）

⑤現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（令和7年7月1日以降の発行日のもの、写し可）

⑥暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

⑦役員名簿（様式第4号）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により事務局に提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月25日（金）

- ・持参の場合は、期日の17時15分まで事務局に持参すること。
- ・郵送の場合は、期日までに必着とする。

(5) 参加資格の確認結果通知

参加資格の確認結果について、令和7年7月28日（月）までに通知する。

(6) 辞退届の提出

参加申込書提出後、審査会の日まで本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により事務局に提出すること。

なお、辞退を直接の原因として市発注事業において不利益を被ることはないものとする。

(7) その他

提出された書類の内容に疑義が生じた場合には、別途必要書類を提出させることがある。

7 本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第6号）により提出すること。

(2) 受付期間

令和7年7月8日（火）まで

(3) 提出方法

電子メールにて事務局宛に提出すること。送信後、必ず事務局に受信確認の電話連絡を行うこと。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）までに延岡市ホームページにて随時行うこととし、個別での回答は行わない。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加資格が認められた者は次の通り、提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

①表紙（様式第7号）

②企画提案書（様式第8号）

「（2）の作成方法」にしたがって、別紙「延岡市地域通貨「のべおかCOIN」運用業務委託仕様書」の内容を踏まえ、作成すること。

③業務実施体制調書（様式第9号）

受託業務の実施体制について記載すること

④見積書及び見積明細書

運用業務委託料の提案額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）に係る見積書及び見積明細書を作成すること【様式は任意の様式】

ア. 令和8年度から令和12年度における業務委託料をそれぞれ積算すること。

イ. 業務委託料の積算内容が分かるように記載すること

ウ. 宛名を「延岡市長」とすること

エ. 各年度頭書記載の提案上限額を超えないこと

(2) 作成方法

①企画提案書の形式は、A4版、左綴じとすること。やむを得ずA3版を使用する場合は

片面印刷とし、片袖折でA4サイズにすること。

②企画提案書は表紙及び目次を除き30枚以下（両面印刷可）とする。

③企画提案書（表紙を除く。）には、企業名やロゴマーク等の企業名が特定できるものを一切記載しないこと。事務局において、企業名が特定できるものが記載されている場合は黒塗り等の対応を行う。

（3）提出期限 令和7年9月30日（火） ※持参の場合は、17時15分まで

（4）提出方法

提出期限までに事務局に直接持参するか、又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便とし、期日までに必着とする。

（5）提出部数

原本1部、副本10部の合計11部を提出すること。

また、提出書類の電子データを収録したCD1枚も併せて提出すること。

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日時を令和7年10月3日（金）までに通知する。プレゼンテーションの実施については、対面形式、又はWEB形式を採用するものとする。

なお、詳細については、別紙2「のべおかCOIN運用業務委託プロポーザル審査要領」によるものとする。

10 候補者の選定方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者が提出した企画提案書、経費見積書等の書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙2「のべおかCOIN運用業務委託プロポーザル審査要領」の6. 評価基準による審査を行い、総合点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。

ただし、総合点数の最も高い提案者が複数ある場合は、評価基準の全体評価の項目の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、全体評価の項目の合計点数が最も高い提案者が複数ある場合は、委員会の決するところ（全委員の多数決）により受託候補者を選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者であっても審査会による審査を行い、受託候補者として適当と認めた場合にのみ、受託候補者として選定する。

11 審査結果の通知

審査結果については令和7年10月中旬に、プロポーザル参加事業者に対し、書面にて通知する。また、延岡市ホームページにおいても公表を行うものとする。

12 契約手続

上記10により選定した受託候補者と業務仕様書の内容について協議し、最終的な業務仕様書の内容で受託候補者から経費見積書を徴収し、契約を締結する。この場合の業務仕様書の詳細は、受託者の企画提案書等の内容を基本とするが、協議の上変更することがある。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、または、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

13 失格事項

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された参加申込書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 提出された企画提案書等の内容に本要領の失格項目に該当するものがあるとき。
- (3) 審査の公平性を妨害する行為を行ったとき。
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (6) 経費見積書の金額が提案上限額を超過しているとき。
- (7) プレゼンテーションを欠席したとき。

14 その他

- (1) 厳正を期するため、公募開始から受託者決定までの期間、受託候補者の選定に影響を与える一切の営業活動は禁止する。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。この場合において、委託候補者の選定の目的以外に使用する場合は、提出者に許可を得るものとする。
- (4) 企画提案書等は、延岡市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- (5) 審査会の委員は、本プロポーザルの実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本プロポーザル参加に要した費用は全て提案事業者の負担とする。

15 問い合わせ先・提出先

所在地	〒882－8686 延岡市東本小路2番地1
担当部署	延岡市商工観光文化部商業・駅まち振興課
担当者	佐藤
電話番号	0982－22－7350
ファクシミリ	0982－22－7080
電子メールアドレス	chukatu@city.nobeoka.miyazaki.jp

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。